

1. 進級基準

第2年次終了までに、通算 GPA が 0.5 未満の場合は、原則として3年次に進級できません。

さらに健康栄養学類では、教育の特性並びに上位学年での履修を考慮し GPA0.5 未満の他に学類での進級基準を以下のように定めています。

基準：2年次終了までに1年次及び2年次に開設される専門教育科目の卒業必修科目のうち、未修得科目が8科目以上ある場合は、3年次への進級を認めない。

Campusmate-J で履修登録の際に必修科目の修得状況を確認するために【進級卒業見込判定】のメニューがありますので、各自で修得状況を確認するようにしてください。

▶履修登録・時間割の組み方
参照 p.18

2. 卒業

■卒業要件

- ・修業年限を満たしていること。
4年以上（8年以内）在学（休学期間を除く）
- ・卒業要件単位数を満たしていること
- ・総単位数が124単位以上であること。

※卒業の可否は最終学年の成績開示時（3月上旬）に Campusmate-J より確認することができます。

▶卒業要件単位数
p.16 及び各学類カリキュラム表参照

■卒業延期

卒業要件を満たせず、在学期間を延長し学修を継続する場合を「卒業延期」といいます。3月上旬に卒業要件に満たなかった学生へは、郵送物送付先住所へ保証人と連名で「卒業延期に関わる文書」「面談のお知らせ」を書面で郵送します。その後、学生本人と保証人（保護者）の方とアドバイザーで面談を行い、今後の学修計画を立てていきます。

■9月卒業

卒業延期後に、卒業要件を満たした場合、9月に卒業できる制度です。

3. 休学

病気その他のやむを得ない理由で3ヶ月以上授業に出席することができない学生は休学を願い出ることができます。

■休学期間

前期休学の場合4月1日～9月30日、後期休学の場合10月1日～3月31日、1年間休学の場合4月1日～3月31日となります。

- ・休学の期間は1年以内としますが、特別の理由がある場合は引き続き許可を願い出ることができます。
- ・休学の期間は通算4年を超えることはできません。
- ・休学の期間は在学年数に算入されません。
- ・休学の期間が過ぎても、復学や休学の手続を行わない場合は除籍となる場合があります。
- ・年度を跨いでの休学はできません。年度を跨ぐ場合は、新たな年度に再手続きを行ってください。
- ・学期途中で休学する場合の成績の記載については、「放棄（K）」と表記します。

■休学期間の授業料

休学期間中は原則授業料を徴収しません。ただし、学期途中で休学する場合、当該学期分の所定の納付金を納入しなければならず、未納の場合は、休学願を受理できません。

4. 復学

休学期間が満了し、休学の事由が解消した場合に学生は復学することができます。

■復学時期

休学期間終了時、翌日（前期 4 月 1 日または後期 10 月 1 日）

■復学学年

復学する学年は原則休学が発生した学年となります。

■復学した際の進級学年

進級時期は前期（4 月）のみとなり、後期（9 月）進級はありません。各年次で 2 セメスター以上の在学を必要とするため、休学期間や時期により進級時期が異なります。

1 年生		2 年生		3 年生		4 年生	
前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
第1セメスター	第2セメスター	第3セメスター	第4セメスター	第5セメスター	第6セメスター	第7セメスター	第8セメスター

5. 留年

「休学」や「停学」等の理由により、必要な在学月数を満たさない場合や、進級するために必要な単位数に達していないまま、引き続き原級にとどまることを「留年」といいます。

6. 停学

大学が学則等に違反した学生に対し、一定期間登校を停止することをいいます。停学期間は在学年限に含めますが、修業年限には含めないものとしています。

7. 退学

病気や進路変更など、やむを得ない理由により学業を続けられなくなった場合は退学を願い出ることができます。なお、学期途中で退学する場合、当該学期分の所定の納付金を納入しなければならず、未納の場合は、退学願を受理できません。また、納入手続きを行わない場合は除籍となる場合があります。

■除籍退学

以下に該当する場合には除籍退学の対象となります。（学則 26 条）

- ① 授業料の納付を怠り督促してもなお納付しない者
- ② 第 8 条に定める在学年限を超えた者
- ③ 第 24 条第 2 項に定める休学期間を超えてなお修学できない者
- ④ 長期にわたり行方不明の者
- ⑤ その他就学継続の意思がないと認められる者

●異動時期と学費の取り扱い

異動願書の提出期日、協議日及び異動日は、原則以下の表の通りとなります。

時期	提出期日	異動	異動日	学納金の有無
4月	3月31日	退学	3月31日	前期学納金不要
		休学	4月1日	
		復学	4月1日	前期学納金要
5月	4月30日	遡り退学	3月31日	前期学納金不要
		遡り休学	4月1日	
6月	5月31日	退学	5月31日	前期学納金要
		休学	6月1日	
7月	6月30日	退学	6月30日	前期学納金要
		休学	7月1日	
9月	8月31日	退学	9月30日	次期学納金不要
		次期休学	10月1日	
		次期復学	10月1日	次期学納金要
	-	除籍	教授会日	
時期	提出期日	異動	異動日	学納金の有無
10月	9月30日	退学	9月30日	後期学納金不要
		休学	10月1日	
		復学	10月1日	後期学納金要
11月	10月31日	遡り退学	9月30日	後期学納金不要
		遡り休学	10月1日	
12月	11月30日	退学	11月30日	後期学納金要
		休学	12月1日	
1月	12月28日	退学	12月31日	後期学納金要
		休学	1月1日	
2月	1月31日	退学	1月31日	後期学納金要
3月	-	除籍	判定教授会日	
	2月末日	退学	3月31日	次期学納金不要
		次期休学	4月1日	
		次期復学	4月1日	次期学納金要

8. 転学類

現在所属する学類から他の学類へ転学類を希望し、希望学類より転学類の受入れが公示され、アドバイザーへ相談のもと、教務課へ所定の手続きを行うと、転学類の試験を受験することができます。

■対象学年

2～4年次

■公示時期

12月上旬～1月中旬

希望学類の定員に欠員等があり、受入が可能な場合のみ公示

■出願時期

1月上旬～中旬

■必要書類

①転学類願書（所定様式）、②成績（単位修得）証明書、③選考料（20,000円）

■スケジュール

- ・受入学類の選考 2月中旬 書類選考、筆記・面接等の方法
- ・異動の許可 3月上旬
- ・異動の時期 次年度 4月1日

■異動学年

転学類前の単位修得状況等によって決定されます。

■単位認定

- ①同一授業科目や読み替えのできる授業科目は個別認定をします。その他の転学類以前の専門教育科目の単位は、他学類専門教育科目の区分に算入します。
- ②成績の記載については、同一授業科目の認定の場合は、転学類以前の成績評価をそのまま表記し、読み替えによる認定の場合は「認定（N）」と表記します。

9. 再入学

退学又は除籍退学となり、再入学を希望する場合は、退学又は除籍退学になってから3年以内に限りです。

▶転学類

子ども学類、健康栄養学類への転学類は認められません。
学校教育学類への転学類は、子ども学類からの2年次への転学類に限り、受け入れます。